

対象者のみなさんへ

対象者： 留学、海外授業、学会発表・研究指導、大学公認のボランティア活動・インターンシップの参加者
大学公認の体育各部が実施する海外渡航者

早稲田大学

海外旅行保険の内容・手配について

本学は、海外旅行保険について、(株)早稲田大学キャンパス保険センターを通じ、東京海上日動火災保険㈱と「海外旅行保険企業包括契約」を締結しており、対象者全員に本包括契約に加入いただいています。この保険は、万一事故が発生した場合の対応として、24時間365日対応の本学専用の事故およびその他の相談窓口（早稲田大学サポートデスク）や専用連絡フローを設定しているなど、本学の危機管理の一環として用意しているものです。また、同レベルの補償内容の海外旅行保険に比べて保険料が抑えられているなどの特徴があります。なお、留学先大学や渡航国の査証（移民法）の規定により、別途現地の保険加入が必要な場合には、本学が要する保険と現地が求める両方の保険に加入する必要がありますので、あらかじめご承知おきください。

記

1. 【補償内容】

・傷害（死亡・後遺障害）	3,000万円	・航空機遅延費用	3万円
・疾病（死亡）	3,000万円	・航空機寄託手荷物遅延等	3万円
・治療支援費用	無制限	・緊急一時帰国費用※2	50万円
・疾病に関する応急治療・救援費用※1	300万円		
・留学生賠償責任危険	1億円		
・留学生生活用動産損害	30万円		

※1「保険期間31日以内」の場合は補償対象となります
※2「保険期間3ヶ月超」の場合は補償対象となります

2. 【保険期間・日数・保険料】

保険期間	日本の住居出発日（開始日）から、日本の住居帰着日（終了日）で設定ください。 飛行機の出発日時ではありませんのでご注意ください。
日数	日本の住居出発日（開始日）当日を含めて数えてください。 日数の数え方については別紙保険料表に掲載しています。
保険料	別紙保険料表にて確認ください。

3. 【加入手続き】

①各プログラムごと、上記の保険料を指定された期日までに、下記口座にお振込みください。

銀行名・支店（店番号）・区分	みずほ銀行・早稲田支店（068）・普通
口座番号	2093102
口座名義	ワセダダイガクハケンリュウガクセイホショウセイド 早稲田大学派遣留学生補償制度

注意） ・海外旅行保険料以外は振り込まないでください。
・お振込みが遅れると、補償開始が留学・海外授業開始時に間に合わなくなりますので忘れずにお振込みください。
・振込時の依頼人名を「学生本人の名前＋誕生日」に変更入力のうえ、お振込みください。
（例：ワセダタロウ0401←早稲田太郎さん（4月1日生まれ）の場合）

②申込書の裏面に振込明細のコピー（ATMのお客様控えや、その他振込が確認できる資料）を貼り付けた上で、申込書を各箇所、学部事務所に提出してください。

注意） ・本海外旅行保険は契約者を早稲田大学とする包括契約のため、領収証は早稲田大学に発行されます。学生個人宛には領収証は発行されませんので保険料の領収証が必要となる諸手続きに際しては、振込明細書を使用してください。

4. 【申込み完了後、保険会社より書類一式の郵送】

書類一式（渡航先に持っていく書類）については、保険料振込明細コピーを添付した申込書が各箇所、学部事務所等に提出後、2～3週間を目処に送付されます。（*申込書記載の書類一式送付先の指定住所に送付されます。）

【保険内容に関する問い合わせ先】

取扱代理店 株式会社早稲田大学キャンパス保険センター
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田1-9-12 大隈スクエアビル4階
TEL 03-5272-3475 / FAX 03-5272-3478
（土・日曜日定休 営業時間9時00分～17時30分）
E-Mail: hoken@waseda-pm.com

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部文教公務室
TEL 03-3515-4133

以上

海外旅行保険のご説明

2020年12月22日以降出発用

※被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
 ※「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
 ※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

●「保険期間31日以内」「保険期間31日超」共通の補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)	傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象*1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセッットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%*2 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。 *2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セッットされます。)。保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセッットされます。	上記①~④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセッットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。) ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的見所の見えないもの ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセッットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病(特別危険担保特約をセッットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。)
治療・救済費用保険金	●治療費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けた場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けた場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*5により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けた場合 ●救済費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上*6続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等	●治療費用部分 下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。) ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診察・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳人費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ●救済費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*7の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ①捜索救助費用 ②救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救済者3名分まで) ③救済者の宿泊施設の客室料(救済者3名分かつ救済者1名につき14日分まで) ④救済者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥遺体処理費用(100万円まで)	上記①~④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセッットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。) ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的見所の見えないもの ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセッットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病(特別危険担保特約をセッットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。)
	※治療費用部分・救済費用部分共通のご注意 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa、bの費用がお支払いの対象となり、cはお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診察機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診察機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診察機関に直接支払うことが必要とされない部分		
疾病死亡保険金	①海外旅行中に病気で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*10により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	上記①~④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセッットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセッットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
 *2 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りません。
 *3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または政令により一類感染症・二類感染症・三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。
 *4 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
 *5 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。
 *6 7親等内の血族、配偶者*8または3親等内の姻族をいいます。
 *7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)
 ①婚姻意思*9を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
 *8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
 *9 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

<p>留学生賠償責任保険金</p>	<p>海外旅行中の偶然的な事故により、日常生活に起因する事故、または住宅*11の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*12を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合*11住宅とは？ 保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。 *12レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設(部屋内の動産を含みます。)に与えた損害*13を含みます。 *13居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。 部屋の場合 部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限りず。 ①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ②漏水、放水またはあふれ水による水漏れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 部屋以外の場合 火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水漏れによる損害。</p>	<p>損害賠償金の額 ※1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。 ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いいたします。</p>	<p>たとえば、 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事象*1 ②放射線照射、放射能汚染 ③ご契約者または保険の対象となる方の故意 ④職務遂行またはアルバイト業務に関する賠償責任(仕事上の賠償責任) ⑤航空機、船舶*14、車両*15、銃器(空気銃を除きます。)*16の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥受託品に関する賠償責任(*14で含める物はお支払いの対象になります。) ⑦親族*17に対する賠償責任 *14ヨット、水上オートバイは保険金お支払いの対象となります。 *15レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスキーモービル等は保険金お支払いの対象となります。</p>												
<p>留学生生活用動産損害保険金</p>	<p>海外旅行中に生活用動産*16が盗難・破損・火災等の偶然的な事故にあって損害を受けた場合*16生活用動産とは？ 保険の対象となる方が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたカメラ、カバン、衣類等の携行品*17または保険の対象となる方の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。 ①現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等および別送品は含みません。 *17この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。</p>	<p>携行品または宿泊・居住施設保管中の物1個、1組または1対あたり10万円を限度とした損害額*18 ※乗車船券、航空券等については合計5万円を限度とします。 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※同一保険年度内の事故に対して、留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。 *18損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額*19とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*4のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限りず)、交通費、宿泊費を含みます。)、乗車船券、航空券等についてはその乗車船券、航空券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。 *19時価額とは、再取得価額*20から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *20保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。 ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いいたします。</p>	<p>「留学生賠償責任危険」に記載の①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方、保険金受取人の故意または重大な過失 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・携行品の置き忘れまたは紛失*21 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。) ・ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の損壊*22 ・温度変化・湿度変化によって生じた損害、管球類に生じた損害、液体の流出*22 *21置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *22火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等による損害はお支払いの対象となります。</p>												
<p>航空機寄託手荷物保険金</p>	<p>①出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から6時間以内に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合 ②乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後6時間以内にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合</p>	<p>1回の事故につき3万円(定額)をお支払いします。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>前記①～④に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波</p>												
<p>航空機遅延保険金</p>	<p>①出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合 ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合 ・宿泊施設の客室料 ・交通費*23 ・渡航先での各種サービス取消料 ・食事代 *23その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。</p>	<p>1回の事故について、保険の対象となる方が下表のaからcに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。 <table border="1" data-bbox="630 1478 1093 1568"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険の対象となる方が負担した費用</th> <th>お支払い額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>宿泊施設の客室料</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>交通費*20もしくは渡航先での各種サービス取消料</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>食事代</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限りず。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p> </p>		保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額	a	宿泊施設の客室料	3万円	b	交通費*20もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円	c	食事代	5,000円	
	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額													
a	宿泊施設の客室料	3万円													
b	交通費*20もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円													
c	食事代	5,000円													

●「保険期間31日以内」のみの補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病に関する応急治療・救援費用 治療・救援費用保険金	<p>●治療費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*24により医師の治療を受けられた場合</p> <p>●救援費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*24により3日以上*6続けて入院された場合</p> <p>※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意 *24 症状の急激な悪化とは？ 海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 ※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円限度となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額を限度とします。 ※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限り、また、住居(保険の対象となる方が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。 ※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。</p>	<p>●治療費用部分 実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額</p> <p>●救援費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*7の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額 たとえば 救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者3名分まで) 救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで)</p>	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外旅行終了後に治療を開始した場合 治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合 海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。) 海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用 たとえば 透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用 インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用 眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

●「保険期間3か月超」のみの補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
緊急一時帰国費用 保険金 (オプション)	<p>保険の対象となる方が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。)に、保険の対象となる方の配偶者*8もしくは2親等内の親族の死亡、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、保険の対象となる方が一時帰国された場合 ※上記の原因が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地に戻られた場合に限り、また、同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者*8・同一の2親等内の親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国よりその日を含めて30日以内に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金お支払いの対象となります。 ※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。</p>	<p>ご契約者または保険の対象となる方が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額 ※1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。 ①往復の航空運賃等の交通費 ②一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および諸雑費(国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の一時帰国について、合計して20万円を限度とします。 ※ご契約者または保険の対象となる方が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額となります。</p>	<p>前記の①、②に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者*8もしくは1親等の親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気等が発生していた場合 死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合

早稲田大学留学生海旅 保険料表 (2020年12月22日～)

基本補償		
傷害死亡	死亡特別なし	3,000万円
傷害後遺障害		3,000万円
治療・救援費用		無制限
疾病死亡		3,000万円
留学生賠償責任		10,000万円
留学生生活用動産		30万円

※応急治療・救援費用：300万円（31日まで）

その他特約	
航空機寄託手荷物遅延等費用(保険金額3万円)	担保
航空機遅延費用(保険金額3万円)	担保
緊急一時帰国費用(3ヵ月超)	50万円

<保険期間の数え方>

保険期間は出発日当日を含めて数えます

飛行機のフライト時間ではなく、日本の住居を出発する日（保険開始日）から日本の住居に帰着する日（保険終了日）を言います。夜中のフライトの場合は日数の数え間違えにご注意ください。

保険期間カウント方法

保険期間＝保険終了日（日本の住居帰着日）－ 保険開始日（日本の住居出発日）＋ 1

保険料表で、保険期間の記載がない場合、16日・18日・20日や、2か月と数日・3か月と数日・・・etcに関しましては、「保険期間〇〇まで」と記載がございますので該当の保険料をお振り込みください。

保険開始日 (日本の住居出発日)	保険終了日 (日本の住居帰着日)	保険 期間	保険料
2021年8月15日	2021年9月1日	18	18日の保険料は記載がないので19日まで11,870円
2021年8月15日	2021年8月20日	6	6日まで6,660円
2021年8月15日	2021年10月14日	61	2か月まで26,180円
2021年8月15日	2021年10月16日	63	2か月と2日の保険料は記載がないので3か月まで36,010円

保険期間	総合計 保険料	保険期間	総合計 保険料
1日まで	3,370	2か月まで	26,180
2日まで	3,890	3か月まで	36,010
3日まで	4,540	4か月まで	54,220
4日まで	4,910	5か月まで	69,030
5日まで	5,750	6か月まで	83,670
6日まで	6,660	7か月まで	98,470
7日まで	7,220	8か月まで	113,330
8日まで	7,570	9か月まで	128,450
9日まで	8,130	10か月まで	143,450
10日まで	8,440	11か月まで	157,940
11日まで	8,970	1年まで	172,890
12日まで	9,300		
13日まで	9,830		
14日まで	10,160		
15日まで	10,440		
17日まで	11,070		
19日まで	11,870		
21日まで	12,680		
23日まで	13,300		
25日まで	13,680		
27日まで	14,380		
29日まで	14,920		
31日まで	15,160		
34日まで	13,900		
39日まで	15,960		
46日まで	18,920		
53日まで	22,330		

1年超2年までは
早稲田大学キャンパス
保険センターへ
ご照会ください

※34日までの保険料が31日までの保険料よりも
下回っておりますが、保険料に相違ございません。
31日までの保険料には応急治療・救援費用300万円の
補償が含まれているためです。